

研究

大神姓佐伯氏の研究(七)

佐伯莊預所と地頭の相論

さとうたくみ

(会員 佐伯市池船町)

佐伯莊研究の推移と新たな解明

今回紹介する文書は、佐伯庄の預所と地頭の相論に関する正応五年(一二九二)の下知状である。

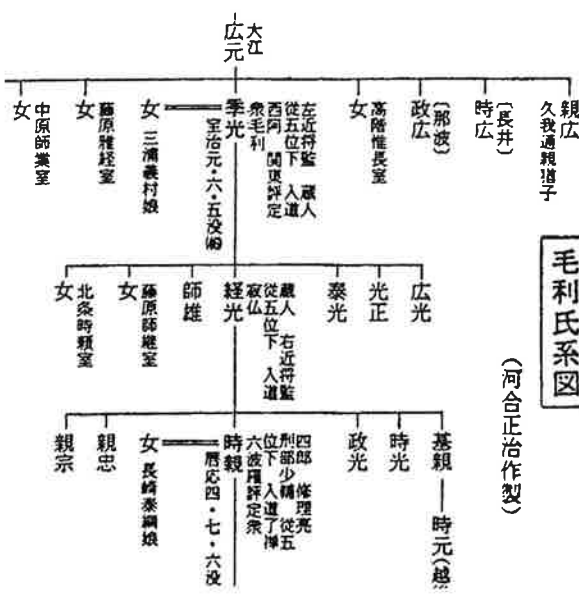
預所とは莊園組織における一つの職名で、領家にかわつて下司、公文などの下級庄官を指揮して庄務を執行する職掌である。(日本史小百科・莊園)

これまで佐伯莊の実態については『豊後国凶田帳』が唯一の史料で、「領家毛利判官代・同弥三郎殿」の記

ましがえやす
くずし字
(古文書解読辞典)
【領家】領家
【預所】領所

毛利氏系図

(河合正治作製)



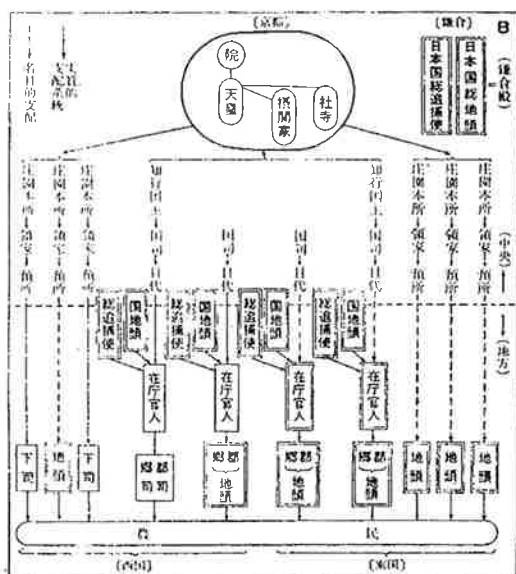
述に惑わされてきたが、当文書によって「領家」は「預所」の誤写であり、「毛利判官代同弥三郎殿」は「毛利判官代時光と同舍弟弥四郎親忠」であることが判明した。

「佐伯市史」では、この毛利判官代を「大江広元の子毛利秀光の孫時親とその子弟であろう」と推定していたが、毛利氏系図(下図)によって時親の兄・弟であることがわかる。

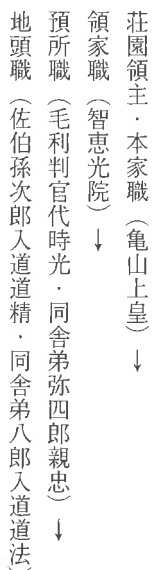
また「佐伯一族の興亡」および「豊後国・莊園公領史料集成六」に問題提起された「八条院領目録の智恵光院御庄・豊後国戸穴と佐伯荘の關係」については、当文書の内容「佐伯庄地頭が智恵光院寺庫に年貢を直納した」事実から同荘異名であることがわかる。

但し、本家職で「豊後戸穴庄」として伝領された青景は定かではない。「佐伯一族の興亡・佐伯教委編」には、「海産物を中心として開発されていた徳門郷沿岸部が莊園として立券され、事務所が戸穴に設置され、戸穴庄として智恵光院に寄進された。その後、大神姓佐伯氏が地頭職を帯すようになり、事務所が戸穴から古市地区に移され、荘名も戸穴荘から佐伯荘に変更されたが、本

鎌倉時代の支配機構(日本の歴史・中央公論社)



◎佐伯荘の支配機構(正応五年当時)



家職けいよくを持つ天皇家の所領目録はあくまでも立券当時の荘号をつらぬいた」と推論されている。

佐伯庄預所と地頭の相論

【文書四】読み下し

豊後国佐伯庄、預所毛利判官代時光・同舎弟弥四郎親忠と地頭佐伯孫次郎入道道精・同舎弟八郎入道道法が相論の条々

一、年貢のこと

右、宰府注進の訴陳状具書に子細多しといえども、所詮、当庄は道精らの祖父、佐伯左衛門尉惟直のとき請所たり。年貢以下、預所得分物など員数を定めしむの上、水損を嫌わず、ことごとく京都へ進済すべく由、さる仁治三年四月十日に惟直が出状のところ、かの状にまかすべく由、同廿六日に御下知なされるところなり。

しかして預所は、すなわち地頭など件の御下知に背き未進いたすの由、と申す。地頭は、かの年貢内をもって宇佐造宮日の食料に立用せしめ、結解を遂ぐべく由、を称す。

□ 地頭に宣旨・国宣を下状などをもって進める

ところ、ならびに嘉祿・康元の御教書のごとくは、件の造宮米は平均課役たるべく由、所見なり。かの状などにおいては、預所申す旨なきの間、勿論か。すなわち年貢内を引き募るべく旨、地頭など申すところ、そのいわれなきにあらずして、預所は証文を指し帯びず、当庄にかぎり年貢立用すべからずの由、申せしむの条、信用あたわず。しかるにすなわち、宇佐造宮米を引募り結解を遂ぐべきなり。

一、御寺米ならびに兵士食料米のこと

右地頭おなじく仁治の御下知に背くの由、預所が申せしむのところ、智恵光院寺庫に直納せしむの間、仁治より文永四年にいたるは、かの納所において結解を遂ぐのところ未進なく、同四年以後は年々返抄を帯びおわんぬ。先例を追って直納せしむといえども、預所方へ弁ずべきか否か、上裁に相従うべく旨、地頭これを申す。

てへれば、結解を遂げたということ、返抄を帯びるという段、預所が不論を申すの上は未済分なしか。但し、納所のこと惟直の仁治状にまかせ京都に進済せしむべくなり。

一、預所得分物のこと

右は正応元年の勘定状にまかせ、地頭は未進を弁じいたすのところ、中分を下知いたすべきの由、これを称う。預所が請け取らずの条そのいわれなく、よつて中分のこと許容あたわず、未進を弁せしむなり。

一、大番役のこと

右地頭は御下知に背き、今もつて究済せず違背の咎をのがれずの由、預所の申すところといえども、残り早速に弁ぜらるべく旨、地頭に申せしむ上は、必ず違背がたく、しからば早く究済せしむべくなり。

以前の条々、鎌倉殿の仰せによつて下知は件のことし。

正応五年十二月廿四日

陸奥守 平朝臣 (花押)

相模守 平朝臣 (花押)

各項目ごとの考証

この下知状(判決文)は、佐伯庄預所である毛利時光・親忠兄弟と地頭である佐伯政直・惟佐兄弟の相論を裁決したものである。前回は政直と惟佐、地頭同志の対決を

紹介したが、今回は預所と地頭との対決である。

この文書には四条項について裁決されており、各項目ごとに預所の訴えと地頭の反論を述べた上で判決を下している。

以下、重複をいとわず、項目ごとに注釈を加えながら考証してみよう。

一、年貢のことについて

当庄は道精(政直)らの祖父・佐伯左衛門尉惟直のとき請所(豊凶)に関わらず一定額の年貢を請負う)となり、年貢や預所の得分物(取り分)など員数を定め、水損を嫌わず(水害などによる損毛に関わらず)京都(領家)へ進済(納入)するよう、去る仁治三年(一一四二)四月十日に惟直より出状(申請)があつたので、申請のとおり、同二十六日に下知(通達)された。

しかるに、預所は「地頭らがこの下知に背き未進している(支払っていない)」と訴え、地頭は「かの年貢の内より宇佐造宮日の食料を用立て結解(決算)をとげるように」と反論している。

この件については地頭に宣旨(みことのり) 国宣(国の

通達)を下^{くだ}状^{じょう}をもつて進め(奉る)るところ、ならびに嘉
禄(一二二五)康元(一二五六)の御教書(命令書)にては
「件の造宮米は平均課役たり」と見える。これについ
て、預所に異論がないのは勿論(もちろん)であろう。

よつて、「年貢の内から引き募るよつに」と地頭らが
申すのは、いわれないことではない。しかして預所は
証文を示さずに「当庄に限つて年貢を立用すべからず」
と申すのは信用できない。

しかるにすなわち、宇佐造宮米を引き募り結解(け
算)をとげるべきである。

【解説】

年貢のことについて、預所は「地頭が納入していな
い」と言い、地頭は「年貢から宇佐造宮米を用立てる
べきだ」と反論している。

この対決の論点は「造宮米が平均課役だ」というこ
とにある。

宇佐宮は、鎌倉時代に三十三年ごとの式年造宮とな
り、頼朝は太宰府が九州諸国に賦課する一國平均役と
して、九州の莊園・公領に一律に賦課しよう(命じ
た。(大分歴史辞典)

これは建久四年(一一九三)の官宣旨(天皇の命令
書)によるものであるが、訴訟時の正応五年(一二九
二)は建久四年から九十九年、四度目の造替(ぞうたい)の年にあ
たる。預所は佐伯庄が皇室領であることを盾に、課役
免除を主張したものと思われ、その根拠となる「証文
を提示していない」と指摘されている。

判決は「年貢内から造宮米を差し引いて決算をとげ
るよつに」と下知している。

一、御寺米ならびに兵士食料米のこと

「地頭は同じく仁治の下知米(年貢納入)に背く」と
預所は申すが、

「智恵光院寺庫に直納(直接納める)し、仁治(一二四
二)より文永四年(一二六七)までは、かの納所(年貢を納
める事務所)にて結解(決算)をとげているので未進(未
納)はなく、同四年以後は年々の返抄(受領証)を保持し
ている。先例を追つて直納したけれども、預所方に弁済
すべきか否かは、上裁(問注所の裁決)に従う」と地頭は
申している。

このことは、結解(決算)をとげたといひ、返抄(受

領証)を保持しているという段、預所が不論(いがかり)を申す上は未済分(みさいぶん)なしか。ただし、納所(なうしょ)のことは惟(ただ)直(ただ)の仁治状(にじじょう)(請書)にまかせ、京都(領家)に進済(しんさい)(納入)すべきこと。

【解説】

御寺米(おてらまい)は領家(りょうけ)智恵光院(ちえこういん)への年貢、兵士食料米(へいしじきりょうまい)は軍事費(けいじひ)として幕府(ばくふ)に納める分(ぶん)であろう。

ここでも年貢(ねんこう)を納めていない、納めたという相論(さうろん)であるが、佐伯庄(さへいじょう)が仁治三年(にじさん)(二二四二)に請所(うけしょ)となつてからは、智恵光院(ちえこういん)納所(なうしょ)に直接(じかっけつ)納入(なるい)することになり、年貢(ねんこう)を収納(しゆなう)する預所(よしょ)の職掌(しやくさう)が侵(しん)されたことを意味(いみ)している。

裁決(さいけつ)では、預所(よしょ)の訴え(うたがひ)を不論(りょう)とし、「地頭(ぢとう)の未済分(みさいぶん)はない」と判断(はんぱん)して、「これまでどおり京都(きんとう)へ進済(しんさい)(納入)するよう」と結(むす)んでいる。

一、預所得分物(よしょとくぶんぶつ)のこと

右(みぎ)は正応元年(せいおうげん)(二二八八)の勘定状(かんだいじょう)のとおり、地頭(ぢとう)は未進(みしん)を弁済(べんさい)したが、「中分(ちゆうぶん)(土地(とち)の分割(ぶんけつ))を下知(げち)さるよう」と称(なづ)ける。預所(よしょ)が「請けとつていない」というの

は、いわれないことで、中分(ちゆうぶん)のことは許容(きやうりやう)できない。未進(みしん)を弁済(べんさい)させるべきなり」

【解説】

預所(よしょ)の得分(とくぶん)(取り分)について、預所(よしょ)は地頭(ぢとう)の未進(みしん)を訴え(うたがひ)、中分(ちゆうぶん)を要求(ごうきゅう)している。これは預所(よしょ)職(しやく)の權益(けんい)が薄(うす)れ、得分(とくぶん)をも失(うし)いかねない危懼(きこ)にたつて、下地(げち)である土地(とち)の支配権(しはいけん)を確保(たも)しようとしたものであろう。

裁決(さいけつ)は預所(よしょ)の訴え(うたがひ)を退(ひ)け、あくまでも「未進(みしん)があれば弁済(べんさい)させる」としている。

一、大番役(おほばんやく)のこと

「地頭(ぢとう)は下知(げち)に背(そむ)き今(いま)もつて究済(きゆうさい)せず、違背(いはい)の咎(とが)のがれられず」と預所(よしょ)が申(まを)すけれど、残(のこ)すところ早速(さつそく)弁済(べんさい)するよう地頭(ぢとう)に申(まを)したので、必ず違背(いはい)のないよう。

しからは、早く究済(きゆうさい)するよう。

【解説】

大番役(おほばんやく)とは、御家人(ごけにん)が交替(かぎり)で内裏(ないり)の警固(けいこ)にあたる課役(かやく)で、京都(きんとう)大番役(おほばんやく)という。京都(きんとう)に赴(むか)いて番役(ばんやく)を勤仕(きんじ)したか、あるいは代価(だいけ)としての費用(ひようぎん)を賦課(ふか)されたのであろう。

裁決は「地頭に違背のないよう究済きゆうさいさせる」とい
うものである。

以上、四項目について考察してみたが、この時代は当
庄に限らず、全国各地の荘園で領家側と地頭の紛争が起

きている。預所(雑掌)は領家の代理者として現地に在住
して所務を行ったが、佐伯庄のような寄進型荘園では、
開発領主である佐伯氏の支配権が強く、仁治三年(一二
四二)に地頭請所となつてからは、さらに預所などの権
益を排斥する傾向にあつたと思われる。(つづく)

【文書四】写し

豊後園佐伯庄預所毛利判官代時光回舎弟
弥四郎親忠與地頭佐伯孫次郎入道々精回舎
弟八郎入道々法相論條々

一年貢事

右宰府注進訴陳狀具書子細雖多所詮當庄者道精等
祖父佐伯尤衛門尉惟直之時為請所年貢以下預所得分物
等令定負數之上不嫌畢水損可進濟京都之由去仁治三年
四月十日惟直出狀之處可任彼狀之由日其日所被成御下知也

而預所則地頭等背件御下知等致未進之由申之地頭亦以
彼年上頁內令立用字佐造宮日食糧可遂結解之旨稱之

如地頭所進宜旨國宜以下狀等并嘉祿康元御

教書者件造宮米可為平均課役之由所見也於彼狀等者
預所無申旨之間勿論歟仍可引募年頁內之旨地頭等一所申
非無其謂而預所不帶指證文限當庄不可立用年頁之由令
申之奈不能信用然則引募字佐造宮米可遂結解也

一御寺米茲兵士食料米事

右地頭月背仁治御下知米濟之由預所令申之處令直納智重光
院寺庫之間自仁治至 文永四年者於彼納所遂結解之處無未
進回 以後者年々帶返抄畢追先例雖令直納可并預
所方否可相從上裁之旨地頭申之者云遂結解事云帶返抄段
預所不論申之上者無未濟分歟但納所事任惟直仁治狀可令進
濟京都矣

一預所得分物事

右任正應元年勘定狀地頭致未進并之處可被申分下知之由稱之預所不請取之條無其謂仍申分事不能許容可令并未進也

一大番役事

右地頭背御下知于今不究濟不遁違背咎之由預所雖申之所殘早速可被并之旨地頭令申上者必難違背然者早可令究濟焉以前條々依錄倉殿仰下知如件

正應五年十二月廿四日

陸奥守平朝臣

相模守平朝臣

由内